



ふじよしだ 議会だより

農村公園付近からの富士山

<https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/site/gikai/>

第172号

3月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
2/22	23	24	25	26	27	28
					本会議 (開会) 14:00	
3/1	2	3	4	5	6	7
				本会議 (一般質問) 13:00	本会議 (一般質問) 13:00	
8	9	10	11	12	13	14
	予算特別 委員会 10:00	予算特別 委員会 10:00		予算特別 委員会 10:00		
15	16	17	18	19	20	21
	常任委員会 (総務経済) 10:00	常任委員会 (文教厚生) 10:00	常任委員会 (建設水道) 10:00			
22	23	24	25	26	27	28
	本会議 (閉会) 14:00					

※招集告示は2月16日(月)となります。

本会議・常任委員会を 傍聴しませんか!!

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。なお、議会運営上、開会時間を過ぎる場合もありますので、あらかじめご了承願います。

■傍聴受付：いずれも開始15分前より受付

本会議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開催場所は、本庁3階大委員会室。

※詳細は議会事務局までお問合せください。

Tel.0555-22-0612

議案第76号

令和7年度富士吉田市介護予防
支援事業特別会計補正予算（第1
号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ61万4千円を追加し、総額を1728万1千円とするもの。

歳入では、一般会計繰入金61万4千円を増額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費61万4千円を増額するもの。

議案第77号

令和7年度富士吉田市看護専門
学校特別会計補正予算（第1号）

【内容】

歳入歳出からそれぞれ316万1千円を減額し、総額を1億9342万円とするもの。

歳入では、一般会計繰入金316万1千円を減額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費316万1千円を減額するもの。

議案第78号

富士吉田市固定資産評価審査委
員会委員の選任について

委員の小俣作治氏の後任に堀内孝
敏氏を選任するもの。

議案第79号

富士吉田市議会議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

人事院及び山梨県人事委員会にお
ける本年度の勧告並びにこれらに伴
う国家公務員給与の改定等に鑑み、
市議会議員の期末手当を引き上げる
ため、所要の改正を行うもの。

国際観光推進・
織物等産業振興対策
特別委員会

会期日程



19日	17日	16日	15日	11日	12月3日
<ul style="list-style-type: none"> ● 各議案の採決 ● 議案の追加提案 ● 各委員長からの報告 ● 本会議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設水道委員会 付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文教厚生委員会 付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務経済委員会 付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 議案の追加提案 ● 議案の委員会付託 ● 市政一般質問 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会議 ● 議案の提出と説明 ● 議案の委員会付託

委員会の審査から

●総務経済委員会

●文教厚生委員会

●建設水道委員会

総務
経済

以下6議案について慎重に審査し、
いずれも妥当と認め、原案のとおり
可決すべきものと決しました。

の公費負担に係る限度額を引き上げ
るため、所要の改正を行つるもの。

議案第54号

富士吉田市税条例の一部改正に
ついて

議案第52号

地域の自主性及び自立性を高め
るための改革の推進を図るため
の関係法律の整備に関する法律
の施行に伴う関係条例の整理に
ついて

[内容]

法律の一部改正に伴い、電子署名
による条例の公布を可能とする等の
ため、所要の改正を行つもの。

富士吉田市の議会の議員及び長
の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例の一部改正に
ついて



議案第63号

富士吉田市立市民ふれあいセン
ターについて指定管理者の指定につい
て

議案第64号

富士吉田市立市民ふれあいセン
ターについて指定管理者の指定につい
て

法律の一部改正に伴い、公示送達
制度の見直し、特定親族特別控除の
創設及び加熱式たばこの課税標準の
見直しに対応する必要があるため、
所要の改正を行つもの。

議案第53号

[内容]

富士吉田市立市民ふれあいセン
ターについて指定管理者の指定につい
て、議会の議決を求めるもの。

[内容]

富士五湖広域行政事務組合の共同
処理する事務を変更するため、議会
の議決を求めるもの。

議案第67号

富士五湖広域行政事務組合の共同
処理する事務を変更するため、議会
の議決を求めるもの。

令和7年度富士吉田市一般会計
補正予算(第7号)

[内容]

歳入歳出にそれぞれ750万
4千円を追加し、総額を374億

2390万7千円とするもの。

歳入では、前年度繰越金695万4千円、介護保険システム改修費補助金55万円を増額し、歳出では、学校給食センター運営事業費640万4千円、介護保険事業費110万円を増額するもの。

文教厚生

以下8議案について慎重に審査し、

いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第57号

富士吉田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、所要の規定を整備するもの。

【内容】

法律の一部改正により、新たに創設された特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、所要の規定を整備するもの。

議案第58号

富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第58号

富士吉田市立青少年センターについて指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるもの。

【内容】

富士吉田市立青少年センターの施設管理にあたっては、施設の老朽化や周辺環境等を考慮し、指定管理者と緊密に連携して、時代の変化に対応した適正な管理運営に努めてほしい、との要望があった。

議案第65号

法令の一部改正に伴い、利用乳児に対する健康診断の取扱いが変更されたことから、所要の改正を行うもの。

議案第65号

法令の一部改正に伴い、利用乳児に対する健康診断の取扱いが変更されたことから、所要の改正を行うもの。

議案第68号

令和7年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第68号

富士吉田臨床検査センターの指定管理者の指定について

富士吉田臨床検査センターについて指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるもの。

歳入歳出にそれぞれ8081万7千円を追加し、総額を47億

証明書のコンビニエンスストア交付サービスの普及等に伴い、本市が設置している証明書自動交付機能を有する機器を撤去するため、所要の改正を行うもの。

【内容】

富士吉田市印鑑条例及び富士吉田市手数料条例の一部改正について

【内容】

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

【内容】

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第66号

【内容】

富士吉田臨床検査センターの指定管理者の指定について

議案第66号

富士吉田市立青少年センターの指定管理者の指定について

歳入歳出にそれぞれ808

3617万5千円とするもの。

歳入では、前年度繰越金8081万7千円を増額し、歳出では、介護保険償還金事業費5940万円、介護給付費準備基金積立金2141万7千円を増額するもの。



議案第69号

富士吉田市いじめ問題対策連絡協議会条例の全部改正について

【内容】

法律の規定に基づき、富士吉田市が設置する富士吉田市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行つもの。



議案第59号

富士吉田市公共下水道条例及び富士吉田市給水条例の一部改正について

【内容】

災害その他非常の場合において、市長の指定を受けた工事事業者以外の給排水事業者を確保することで、迅速に給排水設備を復旧し、給排水工事の適切な実施を図るため、所要の改正を行つもの。

議案第60号

富士吉田市公共下水道使用料条例の一部改正について

【内容】

公共施設である下水道インフラの維持管理に必要な財源を確保し、安定した下水道サービスを継続的に行うため、所要の改正を行つもの。

議案第61号

富士吉田市道路占用料徴収条例及び富士吉田市法定外公共物管理条例の一部改正について

【内容】

法令の一部改正に伴い、市道及び法定外公共物における電柱等の占用料の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

議案第62号

富士北麓都市計画事業富士吉田市中央通り線土地区画整理事業施行条例の廃止について

【内容】

富士北麓都市計画事業富士吉田市中央通り線土地区画整理事業について、事業が完了したことから、本条例を廃止するもの。



12月

市政一般質問

抜粋

標題①

中学校部活動の地域展開について

1回目の質問

令和7年9月に県スポーツ協会主催の研修会に参加した際、講師より部活動地域展開の最新動向について講義を受け、改革が目前に迫っていることを強く実感した。急速に進むこの改革について、市としてどのような取り組んでいくのか、市民・保護者・指導者への丁寧な説明が求められている。そこで4点質問する。

1点目 令和5年度からの3年間で休日の部活動は地域展開が求められており、既に令和7年度に入っているが、本市における休日の中学校部活動の地域展開の進捗状況と、現行の計画はどうのようになっているか。

2点目、他自治体では多様な形で地域展開が進んでいるが、本市では今後、どの団体が中心となって地域展開の受け皿づくりや運営を主導し

ていくと考えているか。

3点目、長年指導を行ってきたが、外部指導者へ向けた説明会は一度もなかった。今後、外部指導者や地域指導者向けの説明会を開催する予定はあるか。

4点目、地域展開後はクラブチーム方式などが想定されるが、どのような人材を指導者として確保していくべきだと考えてしているか。

1回目の教育長答弁

1回目の市長答弁

子供たちが将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することは、子供たちの健やかな成長にとって大変重要である。

少子化が進むなか、子供たちを心豊かな人として育めるよう、地域一帯となつた取組を引き続き進めていく。

まず、進捗状況と現行の計画につ

いて、令和4年度に関係団体等で構成する「富士吉田市地域部活動制度検討会」を立ち上げ、検討を進めてきた。令和7年度からは、関係団体との連絡調整などを担うコーディネーターを教育委員会内に配置し、さらに具体的な協議を進めるため「富士吉田市立中学校部活動地域展開推進協議会」を設立した。また、先月には市議会を開催した。本市としては内4中学校を会場に、小学5・6年生及び中学1・2年生の保護者を対象とする説明会を開催し、制度及び市の考え方を示した。国や県の指針において、地域の実情に合った方法で進めることが示されている。このことから、「4校が合同でひとつのクラブ」、「地域展開にふさわしく、条件がそろいやすい部」、「休日の活動が基本」を柱とし、順次、条件等が整つた部活動から地域展開を進める。

次に、受け皿づくりや運営について、当面は国の実証事業を活用しつつ、教育委員会が主導となることを考えてている。

次に、外部指導者や地域指導者向けの説明会について、当面は部活動の活動状況に合わせ、顧問や部活動指導員の協力を得ながら進める。しかし、将来的な運営方法としては、外部指導員や地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者等の活用が必要であると考えていること

から、今後の進捗状況を見据えた上で、外部指導員等との意見交換会や説明会を実施していく。

次に、どのような人材を確保していくべきかについて、国が示したガイドラインに基づき、高い専門性や資質、能力を有し、生徒の安全確保と健康面の配慮はもとより、「地域の子供は地域で育てる」という志を持ち、「自分の専門性を地域に生かしたい」と考えている方であり、子供たちの活動の継続及び確保を第一に、活動が地域において継続していくことに対する寄与していただける指導者の確保が必要であると考えている。



渡辺 将
議員
(令和会)

2回目の質問

どおり学校の顧問または既存の外部指導者に依頼し、外部指導者が確保できない部活動は休日を休みにするという方法も一案ではないかと考える。そこで質問する。

1点目、休日の部活動地域展開の移行期間は残り数か月となっているが、現状を考えると期限までの移行は難しいと感じている。本当に令和8年3月までに休日の地域展開が可能であると想えているか。

2点目、国と県の方針に基づき1種目以上の地域展開を目指すとのことだが、本市では、どの競技から地域展開を開始する考えか。

私は、競技人口が多く、小学生の裾野が広く、さらに中学校にも専門性の高い教員が多いことから、バスケットボールが最適だと考え、次いでサッカー・柔道が続くと考える。

しかし、市が保護者説明会で示した候補は「スピードスケート、野球、ラグビー、バドミントン」で多くの保護者から疑問の声があがっていると聞いているが、その選定根拠を分かりやすく説明してほしい。

3点目、指導者の確保について、市は令和4年度以降のスポーツ庁の方針に基づいて実証事業を進めているようだが、令和7年10月には「認定地域クラブ活動指導員」登録制度（案）が示され、資格取得には多くの研修受講が必要とされている。また、11月には「地域クラブ活動に関する認定

制度の概要」が公表され、教職員の兼職兼業も可能と記載されている。

本市には「山梨県で最初の地域展開モデル（富士吉田方式）」を作っていた元の先生は、制度の関係で休日練習を休まざるを得ない状況だと聞いている。指導したい先生には柔軟に担当を認めるなど、画一的でない方法も検討すべきではないか。また、顧問の先生方を対象とした意向調査は実施したか伺う。

4点目、文化部などはより深刻に思える。平日に学校教員のように継続して指導してくれる人材を地域で確保できるのか。また、完全な地域展開は困難だと思うため、休日のみ指導者を依頼し、平日は学校などで自主練習などの方法もあるのではないかと想えるが、文化部の地域展開についてどのような考えを持っているか伺う。

5点目、文化部の地域展開について、文化部においても運動部と同様に準備が整った部活動から進めていくと想えている。

今後においても、子供たちが安心して活動できる環境を最優先に、引き続き地域展開に向けた取組を着実に進めていく。

まず、令和8年3月までに休日の地域展開が可能であるかについて、現在、吉田中学校を中心とした部活動を行っているラグビー部について、休日の部活動として12月14日の日曜日から地域展開のクラブとして活動ができるよう準備を進めている。

次に、どの競技から地域展開を開始していくかについて、ラグビー部

を皮切りに、スピードスケート、野球、バドミントンについて進めていく

地域展開の「最初の一歩」は極めて重要であり、子供たちの将来につながる競技選択であるべきだと想う。

私が提案したバスケットボール、サッカー、柔道などの全国大会がある競技も含めて、選考を一度見直す考えがあるか、改めて伺う。

次に、指導者の確保について、当面は現状の指導者である顧問や部活動指導員を中心と考えている。また、顧問を対象とした意向調査について、令和7年1月には中学校部活動の専門部の教員に地域展開への実現の可能性等についての調査を実施し、同年7月には市立小中学校の教職員全員に地域展開への指導参加の意向についての調査をそれぞれ行った。

次に、文化部の地域展開について、文化部においても運動部と同様に準備が整った部活動から進めていくと想えている。

今後においても、子供たちが安心して活動できる環境を最優先に、引き続き地域展開に向けた取組を着実に進めていく。

本市は部活動地域展開の協議、検討に際し、教職員と子供たちの声に耳を傾け、学校現場の意向を尊重することを第一に、スマートな地域展開を進めるよう意見をいただいている。引き続き、子供たちが安心して活動できる環境を最優先に考え、子供たちや指導者が生き生きと参加できるよう地域展開を進めていく。

3回目の教育長答弁



中学校部活動の地域展開は、中学生1・2年生やこれから進学していく子供たち、これまで指導してきた地

3回目の質問

12月

市政一般質問

抜粋

標題① 本市のクマ対策について

1回目の質問

近頃、クマが市街地に出没したと
いう報道を聞く機会が増えている。
忍野村では、11月20日午後6時半ご
ろ、忍野村中学校から北西に約50メー
トルの農道で、体長約1メートルの
クマが道路を横切るのを住民が目撃
し、忍野中学校の近くでは、この日
までに3件の目撃が相次いだ。また、
鳴沢村の富士桜高原別荘地の山林内
や、小菅村でもクマが目撃されてい
る。

本市においても、本年5月以降、
数件のクマの目撃情報があり、私
自身も6月9日午前6時半ごろ、新倉
山浅間公園の五重塔からつづら折り
の坂道で、毎朝清掃活動をしている
グループと共にクマに遭遇した。私
たちが目撃したのは体長60センチ程
度の子グマで、30メートルほど先の

空き地にいたため、私たちに気づか
ず山へ入っていった。すぐに警察に
通報し、パトカーによるパトロール
を行ってもらい、本市でも防災無線
での注意喚起を行つてもらつた。

子グマに関して、富士山科学研究
所の関係者から話を聞くと、子グマ

は好奇心旺盛で無邪気に見えるが、
近くにはほぼ100パーセントの確
率で親グマが潜んでおり、親グマは
子グマを守る本能が強く、猛烈に攻
撃的になるため、子グマを見かけて
も絶対に近づかないことが大切であ
ると話された。3年ほど前には、上
吉田の県道で駆除作業中の猟友会の
男性がクマに襲われ大けがをしたと
いう報道もある。

最近のクマ出没や被害増加の原因
として、気候変動によるドングリな
どの山のえさの不作により、人里へ
降りて餌を探し、特に晚秋の不作は、
冬眠前の栄養確保が必要なため、出
没が増えると言われている。また、
家庭ごみ・農作物・観光客の食べ残
しなどがクマにとつて魅力的になつ
てていることも挙げられる。さうに、

1966年から約30年間おこなわれ
ていた春グマ駆除が廃止され、その

結果として個体数が増加し、保護優
先政策が結果的に個体数の急激な増
加を招いたとも言われている。その
他、増加要因は様々考えられるが、
クマによる人身被害は過去最悪の状
況にあると環境省から発表されてい
る。

本市では、クマの出没情報に関し
て、ライン公式ページから県のツキ
ノワグマ出没マップにリンクしてい
るが、このマップは分かりにくく、
市民への周知も不十分である。この
マップに関してどのように市民に周
知したのか伺う。

一方、山中湖村では「ラクログ」と
いうデジタルシステムを活用し、目
撃場所を写真で送信するだけで地図
上に一元化し、目撃日を色分けした
クマのイラストで表示するなど、リ
アルタイムで情報を可視化している。
本市でもこのようなアプリを導入
し、出没情報を可視化することで、
通学路の安全確保や危険地域回避
に役立てるべきである。さらに、出
没情報を投稿できる機能やクマ鈴シ
ミュレーターなどを装備すれば、住
民や観光客の安全性と信頼性が担保
されると考えられるが、見解を伺う。

没情報投稿ができる機能やクマ鈴シ
ミュレーターなどを装備すれば、住
民や観光客の安全性と信頼性が担保
されると考えられるが、見解を伺う。

また、クマの行動範囲はオスでは
50~100キロ平方メートル程度が
平均だと言われており、近隣市町村
との広域的な情報共有が必要だと考
えるが、現在、近隣市町村とのよ
うに連携しているか伺う。

今後、クマの目撃情報の内容によ
つて周知している。

クマよけ鈴等のアプリ活用につ
いて周知している。

ては駆除の必要性も考えなければ
ならないケースもあるかと考える。人
身被害対策として、市街地での猟銃
発砲を一定の条件下で認める「緊急銃
猟」制度が導入されたが、猟友会の高
齢化やなり手不足が懸念される。そ
うした問題の解決策として、自治体
職員が狩猟免許を持つハンターとし
て野生鳥獣の管理捕獲を担う「ガバメ
ントハンター」の育成が期待されてい
る。ガバメントハンターに関する見
解を伺う。

1回目の経済環境部長答弁

クマの出没情報やマップの周知に
ついて、本市で目撃情報を受けた際
は、誤った情報による混乱を避ける
ため、速やかに職員や警察、猟友会
が現地で痕跡等の確認を行う。その
上で、防災行政放送や防災アプリで
注意喚起を行い、市ホームページの
出没情報を更新している。

併せて、県下では目撃情報を即時
に県へ報告し、県が「ツキノワグマ出
没マップ」を適時更新している。

本市は近隣市町村との境界に山林
が多く、広域的な情報の確認が重要
であるため、山中湖村のアプリでは
なく、広域情報を取得できる県の出
没マップを活用し、市ホームページ
やライン、広報紙へのリンク掲載を
通じて周知している。

ては、広報紙等で入山時のクマ鈴携帯を呼び掛けている。スマートフォン用アプリは機能が多様であり、公平性の観点から特定のアプリを推奨することはできないものの、活用事例などを周知していく。

近隣市町村との連携については、行政区境での日撃時に担当課へ連絡し、相互に情報を共有しているほか、富十五湖獵友会を通じても情報提供を受けている。

クマ対応は危険性が高く相応の知識と経験が必要である。そのようななか、現在、経験豊富な猟友会ハンターを「富士吉田市鳥獣被害対策実施隊」に任命し、非常勤公務員として協力を得ている。また、市職員の狩猟免許取得や、新規狩猟者確保対策事業として、狩猟免許や猟銃所持許可を新たに取得した際の費用に対し補助金を交付するなど、担い手の確保を推進している。これらはあくまで鳥獣害対策の根幹である猟友会活動の維持保全のための施策であり、危険性が高く、相応の知識と経験が必要なクマ対策に特化したガバメントハンターの育成・確保は、自治体ごとの施策と併せ、国や県との連携が必要であると考えている。

2回目の質問

県の出没マップは、直近1ヶ月の情報を赤色、それ以前を黄色の警告

まず、クマの出没に関して本市独自の捕獲や緊急対応マニュアルは作成しているが伺う。

また、市職員、獣友会、消防、警察等と連携した合同訓練を定期的に実施しているが伺う。

さらに、新倉山浅間公園周辺のクマ出没注意の看板にも、広報に掲載

先日、テレビの報道番組に出演していた森林総合研究所職員の話によれば、現在の出没状況は今後5年から10年続く可能性があり、短期的、中長期的な取組が必要であるとのことであった。県でも、「やまなしツキノワグマ緊急対策パッケージ」を作成し、県民の安全・安心な生活を確保するための総合対策を公表している。本市でも、県と連携しつつ様々な施策を講じていくと考えるが、速やかに取り組むべき施策として、何点か伺う。

クマ曰鑿情報や環境省のクマ出没マニアカルについて「二次元コードで情報発信しているが、二次元コードを読み込むスマホなどを持っていない市民への対応はどうなっているのか伺う。

マークで示しているが、情報が多い場所ではマークが重なり、スマホ操作に不慣れな方には分かりにくい。一方、山中湖村のマップは経過日数ごとに色分けされたイラストで見やすく表示されている。オンラインで

2回目の経済環境部長答弁

クマの出没情報に関するアプリ導入については、防災行政放送や防災アプリ、県の出没マップを活用しているが、さらに分かりやすい情報確認ができるよう、市公式ラインアプリの機能拡張を検討している。

「二次元コード」を利用できない方への周知については、イラストを交えた注意喚起チラシを回覧板に掲載するなど、多様な媒体を活用していく。本市独自のマニュアルについては、目撃時の初動や緊急対応の連絡体制構築など作成を進めており、今後策定される県の「緊急銃猟マニュアル」との整合性を図っていく。

クマの捕獲等に関する合同訓練について、県内全ての関係機関が参加する合同訓練が今月実施予定であり、連携を深めていく。

注意喚起看板への二次元コード掲

小中学生への教育については、出没地域の小学校でクマよけ鈴を配布し注意点を説明しているほか、出没

標題2

戦争の記憶を風化させ 平和な社会を継続する ための取組について

時には集団下校や保護者への引き渡しを実施している。

保育園児に対しては、避難訓練の中で教育や注意喚起を行い、散歩「一スの見直し、クマよけ鈴の装着、保育士が音を鳴らすなどのクマが近寄らないよう対策を実施している。出没時の対応としては、出没情報がある場合は直ちに各園へ連絡し、保護者へ一斉メール等で周知する体制を整えている。

戦争は政治・経済・社会、人命や環境に深刻な影響を与える。本市においても、昭和20年7月30日に米軍機により現在の竜ヶ丘地区にあった武藏航空吉田工場が空襲され、12名の尊い命が犠牲になった。また、8月13日には岳麓農工学校が空襲され被害を受けた。この歴史は「吉田空襲展」などを通じて語り継がれ、市内小中学生の平和学習の礎となっている。

本市の平和を考える上で、富士吉田市戦没者慰靈塔（通称忠靈塔）は忘れてはならない存在である。忠靈塔は明治以降の日本国として参戦した日清・日露、第一次世界大戦及び太平洋戦争において戦没された、市内出身者960柱（現在は1055柱）

を合祀するため起工され、昭和37年4月に完成し、現在に至っている。太平洋戦争終結80年の節目に、遺族会を中心に「忠靈塔の歩み～平和への願い～」という冊子が発行された。冊子には、忠靈塔が単なる写真スポットではなく「平和の大切さに気付くきっかけ」となる場所であると記されている。この冊子は、戦争のない平和な社会を持続するために重要な資料であると考えるが、現在は希望する住民への配布にとどまっている。忠靈塔建設の意義や過程、国際観光地としての発展、そしてオーバーパーリズムの課題への対応、さらに忠靈塔を未来へと語り継ぐことなど、多岐にわたる内容を幅広い世代に知つてもらうため、市内全戸に配布すべきと考えるが見解を伺う。

また、現在の五重塔近辺の案内板は、忠靈塔の大きさや建設費用等の説明にとどまっており、平和を願う象徴であることは触れられていない。多くの観光客に平和について考えてもらうため、多言語で平和への意義を表記するべきと考えるが、奉賛会会长である市長の見解を伺う。さらに、完成から63年が経過し老朽化が懸念されるが、維持管理に関する調査・対策や今後の計画について伺う。

1回目の市長答弁

忠靈塔は、戦没者の慰靈と平和へ

2回目の質問

「忠靈塔の歩み」の全戸配布については、遺族会から寄贈を受けたものであり、福祉課窓口や図書館、学校等へ配布した。福祉課に余部があるため、広報紙への掲載等を通して改めて周知し、多くの方に読んでいただけるよう努める。今後はホームページへの掲載なども検討する。

維持管理については、奉賛会が避雷設備や屋根の改修、また、奉賛会と事務局である福祉課による調査・確認等を行い、必要に応じた管理を行っている。

広報紙への二次元コード活用については、より多くの市民に知つてもらうため、様々な方法で周知を図つてていく。

観光案内看板への表記については、看板はそれぞれの場所で必要な情報を見板はそれを基本としており、異なる場所に忠靈塔の内容を追加する」とは目的と整合しないと考える」とは回答した。

「忠靈塔の日」の制定については、国が8月15日を「戦没者を追悼し、平和を祈念する日」としており、それに合わせて一般開放を行っている。この行事は既に定着してしまったばかり、新たに「忠靈塔の日」とある」とは考えていない。

今後も遺族会等と協力し、忠靈塔の歴史的背景や建設の意義を多くの方に伝えていく取組を続けていく。

の願いの結晶であり、後世に継承していくことが使命である。観光客にも本来の意義を理解し、平和への願いを馳せてもらいたいと考えている。

案内板の表記については、管理を行う「富士吉田市戦没者忠靈塔奉賛会」の関係者から既に意見をいたしており、変更内容について検討を進めている。今後においても、適切な維持管理が行われるよう努めている。

1回目の市民生活部長答弁

忠靈塔が竣工した昭和37年4月の日」を「忠靈塔の日」と定め、平和を願う象徴である。これは戦争の記憶を風化させない取組に繋がると考えるが、市長の見解を伺う。

2回目の市民生活部長答弁

「忠靈塔の歩み」の中で、市長自身が「忠靈塔」という本来の目的に気付かれない方が「ほとんどうず」と述べており、美しい風景としての記憶だけで終わってしまう懸念がある。

現在の一般開放で目的が果たされない取組に繋がると考えるが、市長の見解を伺う。

3回目の市民生活部長答弁

「忠靈塔の日」の制定については、国が8月15日を「戦没者を追悼し、平和を祈念する日」としており、それに合わせて一般開放を行っている。この行事は既に定着してしまったばかり、新たに「忠靈塔の日」とある」とは考えていない。

3回目の質問

目的は果たされていると答える。

また、市内の観光案内看板にも、この冊子に関する「二次元コード」を多く表記し、観光客に情報を提供するべきと考えるが見解を伺う。

忠靈塔が竣工した昭和37年4月の日」を「忠靈塔の日」と定め、平和を願う象徴である。これは戦争の記憶を風化させない取組に繋がると考えるが、市長の見解を伺う。

「忠靈塔の歩み」の中でも、市長自身が「忠靈塔」という本来の目的に気付かれない方が「ほとんどうず」と述べており、美しい風景としての記憶だけで終わってしまう懸念がある。

現在の一般開放で目的が果たされない取組に繋がると考えるが、市長の見解を伺う。

12月

市政一般質問

抜粋



秋山 晃一
議員
(無会派)

1回目の市長答弁

高齢者が老後の住まいについて不安なく過ごせる市の施策について

1回目の質問

高齢者の住まいの確保について、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）という法律があり、国や地方公共団体から高齢者が住まいを確保することについては支援されているように見える。また、この法律で地方公共団体は高齢者の住宅整備を促進し、円滑な入居に必要な情報提供や措置を講ずるよう努めている。しかし、富士吉田市内の現状を見ると、健康な高齢者が住まいを失つた際、次の住居を探すことは極めて困難である。市内には都市部のよなシニア向けマンションはなく、民間の賃貸住宅を借りようとしても、不動産事業者や保証会社から入居を断られるケースが多いからである。民間の賃貸住宅を借りることが困難な場合に選択肢となる市営住宅についても、入居可能な団地が市の中心

部から遠く離れていたり、部屋が4階や5階の高層階であつたりする。高齢者にとって、このような環境での生活は困難である。このように、市内で高齢者が一人で暮らす場所を見つけることが容易ではない現状を踏まえ、高齢者が老後を不安なく過ごせるための施策について何点か伺う。

1点目、前述の法律で策定できると規定されている「高齢者居住安定確保計画」の策定状況についてどのようになっているか伺う。

2点目、高齢者自身の力だけでは解決できない民間賃貸住宅への入居問題に対し、入居を拒まない物件の情報提供など、行政と一体となつて解消する支援協議会のような仕組みが必要だと考えるが、見解を伺う。

3点目、地域包括支援センターにおける住宅確保支援の対応状況についてはどのようになっているか伺う。

4点目、市営住宅について、高齢者の住宅確保の最後のセーフティーネットとして、市街地に近い低層階に高齢者専用の住宅を用意しておく必要があると考えるが、市の考えを伺う。

支援協議会については、本市は既に「山梨県居住支援協議会」に加盟している。県や県内市町村、不動産関係団体、福祉団体等と連携し、高齢者を含む住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅への円滑な入居促進に向け、情報提供や入居支援等の広域的な取組を行っている。こうした活動を通じ、相談者に対して必要な住宅確保につなげている。

地域包括支援センターにおける支援については、居住に関する相談に必要だと考えるが、見解を伺う。

情報の提供、見学同行などを行つて、関係部署と緊密に連携し、一人一人の事情に応じた適切な相談支援を実施している。今後もきめ細かな相談支援を通じ、居住安定に向けた取組に注力していく。

次に、市営住宅について、西丸尾団地や上吉田団地が高齢者に適した役割を果たしていることは認めるが、今後の必要戸数や適地の検討に加え、高齢者が市営住宅に入居を希望した場合、特定の団地に限らず、市内全域の空室となつている住宅への入居希望ができるようになることも必要だと考えるが、見解を伺う。

高齢者の居住安定確保計画については、現在、本市では山梨県が作成した計画に沿つて対応している。地域包括支援センターにおいて居住に関する様々な相談を受け付けており、現時点で市独自の計画策定は行っていないが、必要とされる住宅支援は適切に実施できていると認識している。

2回目の質問

答弁によれば、高齢者が住まいを探す場合の相談窓口は地域包括支援センターであると考えられるがようしいだろうか。

また、地域包括支援センターに加入しており不動産団体も関わっていることや、既に「山梨県居住支援協議会」に加盟しておらず、地域包括支援センターであると考へられるがようしいだろうか。

答弁によれば、高齢者が住まいを探す場合の相談窓口は地域包括支援センターであると考へられるがようしいだろうか。

また、地域包括支援センターに加入しており不動産団体も関わっていることや、既に「山梨県居住支援協議会」に加盟しておらず、地域包括支援センターであると考へられるがようしいだろうか。

次に、市営住宅について、西丸尾団地や上吉田団地が高齢者に適した役割を果たしていることは認めるが、今後の必要戸数や適地の検討に加え、高齢者が市営住宅に入居を希望した場合、特定の団地に限らず、市内全域の空室となつている住宅への入居希望ができるようになることも必要だと考えるが、見解を伺う。

2回目の市長答弁

相談窓口については、地域包括支援センターは身寄りのない高齢者や支援が必要な方の総合的な窓口であり、住居の確保を含め、介護や介護予防、生活支援サービス等の相談に応じている。

民間賃貸住宅の情報提供について、地域包括支援センターにおいて、まず高齢者のための住居に係る情報提供を行い、必要に応じて関係機関から情報収集も行う中で、本人と共に考える支援を行っている。また、民間賃貸住宅には、家主等の意向や空き状況もあるが、こうした取組を通じて必要な住居の確保につなげている。

市営住宅については、高齢者に限らず、収入要件などの入居基準を満たす住宅困窮者であれば、入居申し込みは可能である。

今後も関係部署が連携を図る中で、市営住宅の空室情報の提供など、高齢者の住まいの確保について適切に対応していく。

1回目の質問

標題② 住宅地での宿泊事業の増加への対応について

いわゆる民泊については住宅宿泊

遠方から本市を選んでくれた旅行者に快適に過ごしてもらい、かつ市民も平穏な生活を送り笑顔で受け入れられるようにするためには、行政の役割が大きい。そこで、以下の点について伺う。

1点目は、実態の正確な把握につ

者などが不明で相談先が分からない」といった深刻な問題が発生しており、観光と市民生活の両立が問われており、そのためには早めの対応が大切だと考える。

市営住宅については、高齢者に限りらず、収入要件などの入居基準を満たす住宅困窮者であれば、入居申し込みは可能である。

今後も関係部署が連携を図る中で、市営住宅の空室情報の提供など、高齢者の住まいの確保について適切に対応していく。

は地域包括支援センターにおいてまず高齢者のための住居に係る情報提供を行い、必要に応じて関係機関から情報収集も行う中で、本人と共に考える支援を行つてゐる。また、民間賃貸住宅には、家主等の意向や空き状況もあるが、こうした取組を通じて必要な住居の確保につなげてゐる。

事業法により民家の一室やマンションの一室などを宿泊施設としているものと、旅館業法の簡易宿所によるものがある。民泊の宿泊事業について、県の資料によれば簡易宿所は2019年の118軒から2025年の175軒と、ここ6年間で57軒増加しており、住宅宿泊事業法に基づく施設も含めるとさらに増加していくと推定される。

1回目の市長答弁

実態把握の必要性については、観光施策を展開する上で重要であると認爲する。

一方で、住宅宿泊事業者等の登録や管理監督は国や県が行う制度であるため、市単独での実態把握は困難な状況にある。

このことから、正確な把握については、国や県の主導において実施される中で、市町村と連携すべきものと考えている。

困りごとやトラブルに関する相談窓口については、民泊に関する窓口は基本的に国や県となるが、市民からの多様な問い合わせには各所管部署で対応しており、組織をまたぐ内容も連携して対応できているため、専門部署を設置する予定はない。

なお、市民や事業者が適切な窓口へアクセスしやすいよう、ホームページ等を活用した分かりやすい情報提

2回目の質問

宿泊事業の増加による経済活性化は歓迎するが、住宅地への乱立による市民生活への悪影響は避けなければならない。県と連携して実態をつかむことは実施する必要があるのである。

また、ルール作りについては検討するとの答弁であったが、宿泊事業者が事業を開始する際には消防署や保健所の調査を受けている。今後、宿泊者を受け入れる中で想定される花火やバーベキュー、騒音などの問題に対し、事業者や宿泊者に一定のルールを知つてもらうことは、互いの平穏な生活のために有益である。消防署や保健所と連携し、また市の環境政策としても、一定のルール作りを早急にすべきだと考えるが、いかがか。

2回目の市長答弁

県との連携による実態把握については、今後の重要な取組であると認

いてある。市内の民泊事業者から協力を得るなどして現状をつかむ必

供に努める。

条例等の制定やルールの啓発については、民泊事業における条例制定は法律により都道府県や政令指定都市が制定するものと規定されている。ルールの啓発等については、状況を注視し、他自治体の事例を参考にしつつ、県など関係機関と連携して慎重に検討していく。

要があると考えるが、いかがか。
2点目は、特に家主不在型の民泊
が増加していることから、困りごと
などの相談を受け付ける部署が必要
だと考えるが、見解を伺う。

3点目は、住宅地での宿泊事業に
ついて、一定のルールを作り、啓発・
指導を行い、最終的にはより明確な
ルールとしての条例の制定も検討す
べきではないかと考えるがいかがか。

2回目の質問

識しており、県や関係機関と連携しながら適切な状況把握に努めていく。民泊事業に関する課題については、既に市民の生活環境に影響が生じていることから、これまでも許可権者である県知事に対し、申請者への厳正な指導を強く要請してきた。今後も、風紀の保持と住民生活の安定のため、法令順守はもとより、騒音防止や廃棄物処分、住民生活を脅かす行為の禁止等について、事業者へ厳正な指導をするよう県に強く要請していく。

併せて、ルール作りについても、県等の関係機関との連携のもと、近隣住民とのトラブル防止を目的としたマニュアルを作成し、民泊事業者へ配布するなど、引き続き地域住民の声に耳を傾け、地域の安心安全な生活環境の保全に努める。

標題③ 国民健康保険税の 均等割額の軽減、 3歳未満児の保育料減額、 無償化などの 子育て支援について

1回目の質問

子ども・子育て支援法に関連し、公的医療保険の保険料に新たに子ども子育て支援金分が加わることになった。この支援金について国民健康保険税の均等割り部分については、子育て支援を目的とした支援金なの



で、18歳以下の児童から徴収することは適切ではないと全額軽減されている。こうした考えも進む中、国民健康保険税の均等割について、国は2027年度から減額対象年齢を18歳まで引き上げる方針とされている。これまでも子育て世帯からの均等割徴収は少子化対策逆行すると指摘してきた。国が2027年度から18歳までの軽減措置を行い、その財源を国と地方の公費で賄うとされているが、市町村が負担する部分については国からの交付金があるので、市の財政負担は少ないはずである。そこで、2026年度から市の努力でこの軽減措置を実施してはいかがか。

また、児童教育の無償化や新たな給付制度の流れを踏まえれば、現在3歳から無償となっている保育料についても、いずれ2歳以下へ拡大されると考えられる。市としてその部分を先取りし、2歳児までの保育料軽減あるいは無償化に踏み切つてはどうか。2歳児までの保育料負担は、両親の就労継続や女性のキャリア形成人材確保の観点からも課題となるため、0歳からの保育料無償化が必要だと考えるが、見解を伺う。

1回目の市長答弁

高校生年代までの均等割5割軽減については、国民健康保険制度の設計を行う国の課題であると認識している。本市としても全国市長会などを通じて軽減措置の拡大を求めてきた成果として、今回の国の方針が示されたものと考えている。一方で、現在は県と市町村が一体となつて運営する国保制度の広域化が進められおり、県内のどこに住んでいても保険料が同じであることを目指している。この状況下で本市が独自の軽減制度を設けることは広域化の趣旨にそぐわないため、現時点で独自に実施することは考えていない。

3歳未満児の保育料軽減または無償化については、既に国が示す標準的な保育料に対し、市単独事業として所得に応じた負担軽減を行つており、無償化に係る費用についても市は応分の負担をしている。

また、本市では経済的支援だけでなく、利用数県内トップの「ファミリー・サポート・センター」や、県内唯一の日帰りレスパイトケア施設を持つ「産前産後ケアルームひだまり」、全国や県内でも一部市町村のみが実施している「ホームスタート事業」など、妊娠期から家族に寄り添った丁寧な伴走支援に力を注いでいる。現状でも近隣他市町村にはない様々な支援策を実施していることから、独自での新たな軽減や無償化の実施については考えていらない。

2回目の質問

3歳未満児の子育て世帯への支援として、出産前後を中心とした伴走型支援に多岐に取り組んでいることは認める。しかし、経済的な負担軽減については、既に市単独で行つてある負担軽減があるとはいえ、新たな無償化等は考えていないとの答弁であった。他の支援策が充実しているからといって経済的支援を拡充し続けることは、子育て世帯にとって他の自治体の支援策と比較した際に魅力に欠けるのではないか。改めて子育て支援に対する考え方を伺う。

3歳未満児の子育て世帯への支援については、経済的支援にとどまらず、妊娠期からの伴走支援に注力している。この取組は、子育て世帯の不安や負担にしっかりと向き合い、多くの自治体の手が届いていない部分に目を向けたものである。したがって、他の自治体の支援策と比べて魅力に欠けるものではなく、むしろ本市の子育て施策の魅力を大きくPRしているものと認識している。今後も子育て世帯に寄り添い、本市のきめ細かな支援を多くの世帯に実感してもらえるよう努めていく。

2回目の質問

彼女たちは、「今、自分が亡くなつたり、入院や施設入所が必要になつたりした際、誰が子どもたちを守り世話をしてくれるのか、そう思うと夜も眠れない日々が続く。」と話され、今からどのよう備えをすべきか悩んでいた。こうした不安は全国的な課題であり、親なき後を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制が必要であると考える。本市でも、当事者の声を聴く機会があると思うが、その際、市としてどのように対応していかるか伺う。

標題① 重度心身障がい者の 親なき後にについて

12月 市政 一般質問 抜粋



前田 厚子
議員
(政友会)

次に施設についてだが、本市では、自分で動ける人のグループホームも十分とは言えない中、重度の介助が必要な人が入所できる施設は郡内地域でも限られている。全国的にも同様の悩みを抱える親たちが声を上げているが、現実は厳しい状況である。こうした声に対する本市の対応状況を伺う。

今年の夏、重度の障がいのある子どもを育てる母親たちから「親なき後」についての切実な悩みを聞く機会があつた。彼女たちの悩みや心配事は、私が想像する以上であり、計り難いものである。

1回目の質問

われているが、本人の判断能力が明確なうちに将来に備えて任意で選任するものや、本人の判断能力が不十分な場合に選任するものなど、できれば重度障がい者の場合に使える制度を伺いたい。必要とする人が分かることのできる相談に乗り、説明する窓口が必要であると考える。

本市では、こうした相談を福祉課、包括支援センター、社会福祉協議会、相談支援センターのどこに相談すればよいのか。こうした相談の窓口は一本化してもらいたいが、市の考え方

われているが、本人の判断能力が明確なうちに将来に備えて任意で選任するものや、本人の判断能力が不十分な場合に選任するものなど、できれば重度障がい者の場合に使える制度を伺いたい。必要とする人が分かるよう相談に乗り、説明する窓口が必要であると考える。

があり、本人や家族の心配は理解している。

本市としては、本人や家族の意見から今後の障害福祉サービス等のニーズを把握した上で、地域全体としての今後の課題や必要な支援、施設のあり方等について、富士北麓圏域障害者自立支援協議会において関係機関と共有し、支援体制の整備を進めていきたいと考えている。

成年後見制度については、判断能力が十分でない方々などを法的に支

があり、本人や家族の心配は理解している。

精神的福祉は立った支援を行っており、また、障害福祉サービス利用に伴う担当者会議で、本人や家族の意向を丁寧に聞き取り、今後の課題等についても関係者間で共有することで、本人や家族の声を反映した支援を行っている。

重度心身障がい者の入所施設については、地域内で限られている現状

当事者の声への対応については、家族が支援できなくなつた場合でも安心して地域生活を継続できるよう、富士北麓障害者基幹相談支援センターや福祉課窓口で相談を受け、長

また、市として成年後見人制度に
関する講習会や説明会などを開催して
もらいたいが、このような計画があるかについても伺う。

1回目の市民生活部長答弁

援し、本人の権利を守る制度である。本人の判断能力に応じて家庭裁判所へ申し立てを行い、後見人等を選任する「法定後見制度」と、判断能力があるうちに将来に備えて任意後見人や委任内容を決めておく「任意後見制度」の2種類があり、状況に応じて利用するものである。

成年後見制度の相談窓口について
は、令和6年度から成年後見制度利用支援促進に係る中核機関として、
健康長寿課内に府内で一本化した相談支援窓口を設置している。この窓口では専門職が中心となり、関係部局と連携して権利擁護支援を進めて
いる。これまでも市の広報紙等によ
り、これらに係る制度周知を図って
いるが、引き続き市民に対して、よ
り分かりやすい周知徹底に努めてい
く。
成年後見制度に関する講習会等に
ついては、既に福祉関係の相談支援
専門員向け研修を実施しており、今
後、介護支援専門員や市民向けの講
座も実施予定である。
いずれにしても、引き続き、多く
の関係者にこの制度を知つてもらい、
理解を深める機会を設けるよう努め
ていく。

2回目の質問

答弁において、本市では当事者の
思いや困りごとなどに十分に心を尽

くしてくれていいと感じた。

一方で、入所施設に関して、国の方針が施設入所より在宅ケアへ向かっているため、家族は「施設が作られないのではないか」と心配している。例えば、在宅で親が見ていても、親が亡くなれば子どもは独りぼっちになってしまいます。その時にどこか施設を探しても、今でさえ十分でないのに、この子たちはどうすればよいのかと家族は心配している。これが最も不安な点だと思う。家族が安心できる体制をとつていただきたいが、市の考え方を伺う。



かっているため、家族は「施設が作られないのではないか」と心配している。例えば、在宅で親が見ていても、親が亡くなれば子どもは独りぼっちになってしまいます。その時にどこか施設を探しても、今でさえ十分でないのに、この子たちはどうすればよいのかと家族は心配している。これが最も不安な点だと思う。家族が安心できる体制をとつていただきたいが、市の考え方を伺う。

以前にも2回一般質問している高齢者タクシー券は高齢者にとって心待ちにしていた施策であったが、令和6年度に開催された決算特別委員会での利用状況報告では、利用率が約半分程度と残念な結果であった。そこで、何度もタクシー券の使い方について検討を求めてきたが、最近、高齢者からタクシー券の使い方にについて検討してほしいという深刻な相談を行く先々で受けているため3点伺う。

1点目に、現在のタクシー券の利用状況はどうか伺う。

2点目に、担当課にも市民からの声が届いていると思うが、高齢者からどのような声が届いているか伺う。

3点目に、本市では、タウンスニーカーや高齢者へのタクシー券配布について、自動運転EVバスの実証実験と、地域公共交通施策に力を入れているが、市の中心地から離れた住民の生活の足が不便なのは問題ではないかと感じる。

こうした問題を解決するためにも、高齢者の単身世帯や夫婦世帯のこと

標題② 高齢者の タクシー券について

1回目の質問

を考慮し、タクシー券の使い方を一度検討すべきと考えるが、市長の考え方を伺う。

1回目の市民生活部長答弁

高齢者外出支援事業におけるタクシー券の利用状況について、今年度は、10月末現在で1309名から申請があり、配布枚数8万9868枚に対し、利用枚数は1万2624枚、利用率は14.05パーセントとなつていて。昨年度同時期の利用率は13.56パーセントであったため、ほぼ同じペースで利用していただいている。

高齢者からの声については、利用者のアンケート調査の結果では、通院や買い物などへの活用が多い状況が把握できている。また、利用頻度の高い方を中心に、助成金額や枚数への要望、「タクシー券がつかまりにくい」といった意見も寄せられている。

利用方法については、現在、令和9年度から11年度までの3か年を計画期間とする「第10期介護保険事業計画」策定に向けたアンケートやニーズ調査を実施中である。調査で得られた声や実態把握の結果を踏まえ、本

「第10期介護保険事業計画」の策定に向け、タクシー券の利用方法も併せて検討するとの答弁は大きな前進だが、第10期の事業に向けてとなると令和9年度から11年度の計画となる。タクシー券の対象者は75歳以上であり、それまで待たなければならぬのか疑問である。

昨年と今年の実績を見ても、現状では十分に活用されているとは思えない。今困っている人が多くおり、せっかく予算を確保して配布したタクシー券であるから、高齢者が元気に出かけたり通院したりすることで、結果的に介護予防に役立つはずである。タクシー券の利用方法について、早急な改善を検討できないか伺う。

2回目の質問

2回目の市民生活部長答弁

タクシー券利用に関する多種多様な要望は把握している。要望は主に利用頻度の高い方からのものだが、配布枚数に対する利用率が、令和6年においても2割程度にとどまり、配布を受けても利用しない方が数多くいることが課題の一つである。

したがって、タクシー券のあり方については、大多数の高齢者を対象

にしたアンケート調査の結果や分析結果等を踏まえて、より対象者の利便性向上に向けた制度設計に取り組んでいく。



標題③

選挙投票率の向上に向けて

1回目の質問

結果等を踏まえて、より対象者の利便性向上に向けた制度設計に取り組んでいく。それには、私たち議員が知恵を絞ることはもちろんだが、まず、有権者が権利と義務を自覚し、選挙に心を持ち、まちづくりに参加していくべき、自ずと人が集まり、地域に愛着が生まれ人口増加も見込めると思う。それには、私たち議員が知恵を絞ることで、責任ある一票を投じることが第一歩であると考えるが、市の見解を伺う。

2点目に、以前作成された「コミュニケーション・ボード」の活用と「投票支援カード」の導入について、コミュニケーション・ボードは障がいや高齢が理由でコミュニケーションがよく取れない方や外国人の方の意を繋ぐツールであるが、このボードは各投票所に置かれていたか伺う。

また、他自治体で導入され好評を得ている「投票支援カード」は、「代筆してほしい」「手を繋いで案内してほしい」など具体的に必要な支援項目をチェックし、投票所で渡すことでサポートを受けられるものである。この「投票支援カード」を導入し、選挙の投票用紙と一緒に有権者へ届けることを検討してもらいたいが、いかが。

3点目に、「投票用紙記入補助具」の設置について、これは、視覚的な不安がある方が、代理投票ではなく自ら候補者名等を記入できるよう補助する器具であり、導入を検討できないか伺う。

今回は特に「投票弱者」のために、他市町村で導入されている施策について検討してほしく、3点伺う。

1点目に、投票に行きたくても様々な障がい等で行けない方々への対応について、例えば、独居高齢者や障がいのある方などに対し、市や選挙管理委員会はどのような配慮をしているか伺う。

2点目に、以前作成された「コミュニケーション・ボード」の活用と「投票支援カード」の導入について、コミュニケーション・ボードは障がいや高齢が理由でコミュニケーションがよく取れない方や外国人の方の意を繋ぐツールであるが、このボードは各投票所に置かれていたか伺う。

また、他自治体で導入され好評を得ている「投票支援カード」は、「代筆してほしい」「手を繋いで案内してほしい」など具体的に必要な支援項目をチェックし、投票所で渡すことでサポートを受けられるものである。この「投票支援カード」を導入し、選挙の投票用紙と一緒に有権者へ届けることを検討してもらいたいが、いかが。

市民一人一人が責任ある一票を投じる姿勢について、具体的に投票率向上に向けて市が工夫していること

1回目の総務部長答弁

選挙権の行使は、民主主義の根幹であり、有権者に責任ある一票を投じてもらうための環境整備は大変重要な要素である。

まず、投票に行きたいけれど、様々な障がいがあつて投票所へ行けない方への対応として、重度の身体障がいのある方などは郵便等による不在者投票が可能である。また、投票所には車椅子、点字器、拡大鏡を用意し、入場券送付時には視覚障がい者向けに音声コードを用いた案内文書を導入するなど、きめ細やかな対応を図っている。

「コミュニケーション・ボード」については、「これまでの選挙では各投票所への配置は行っていないが、マニュアルに基づき丁寧な対応に努めている。投票支援カードの導入については、既に障がいのある方等へきめ細やかな支援を行っているため、今後も現行の対応を継続する。投票用紙記入補助具については、有権者の意思を尊重する観点から、今後設置していく。



があれば伺う。

また、コミュニケーション・ボードについて、必要な時に利用してもうことが目的の一つであり、次回から投票所に配置してほしい。配置することでボードの存在が周知されることで投票所に配置してほしい。配置することを再度検討するため、再度検討活用も進むと考えるために、再度検討を求める。

2回目の総務部長答弁

投票率向上に向けた具体的な取組として、小中学校での選挙出前授業、二十歳を祝つ会や選挙時の街頭啓発、投票済証の交付、広報紙やホームページでの周知などを行い、政治意識の向上と制度周知に努めている。

コミュニケーション・ボードの配置については、市選挙管理委員会作成の「障害者や高齢者に対する投票所での対応の手引」に基づき丁寧な対応に努めているため、配置の必要性はないと考えている。

選挙の対応は選挙管理委員会が判断・実施するものであるが、投票環境の整備については市としても協力すべきものであり、行政の立場から引き続き投票しやすい環境づくりに努めている。

令和7年第5回定例会議案等審議結果

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◊ 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果	
報告第12号	専決処分報告について(令和7年度富士吉田市一般会計補正予算第6号)	12/3 報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	
報告第13号	債権の放棄について	12/3 報告													議長									報告
議案第52号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第53号	富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第54号	富士吉田市税条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第55号	富士吉田市印鑑条例及び富士吉田市手数料条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第56号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第57号	富士吉田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第58号	富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第59号	富士吉田市公共下水道条例及び富士吉田市給水条例の一部改正について	建設水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第60号	富士吉田市公共下水道使用料条例の一部改正について	建設水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第61号	富士吉田市道路占用料徴収条例及び富士吉田市法定外公共物管理条例の一部改正について	建設水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第62号	富士北麓都市計画事業富士吉田市中央通り線土地区画整理事業施行条例の廃止について	建設水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第63号	富士吉田市立市民ふれあいセンターの指定管理者の指定について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第64号	富士五湖広域行政事務組合規約の変更について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第65号	富士吉田臨床検査センターの指定管理者の指定について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	
議案第66号	富士吉田市立青少年センターの指定管理者の指定について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決	

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	小俣 光吉	前田 厚子	勝俣 大紀	秋山 晃一	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	藤田 徹	滝口 晴夫	藤井 義房	審議結果
議案第67号	令和7年度富士吉田市一般会計補正予算(第7号)	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決
議案第68号	令和7年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決
議案第69号	富士吉田市いじめ問題対策連絡協議会条例の全部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決
議案第70号	富士吉田市長等の給与条例の一部改正について	12/19 即決	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	★	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第71号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	12/19 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決
議案第72号	富士吉田市会計年度任用職員給与及び費用弁償支給条例の一部改正について	12/19 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決
議案第73号	令和7年度富士吉田市一般会計補正予算(第8号)	12/19 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決
議案第74号	令和7年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	12/19 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決
議案第75号	令和7年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第2号)	12/19 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決
議案第76号	令和7年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)	12/19 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決
議案第77号	令和7年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第1号)	12/19 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決
議案第78号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	12/19 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	同意
議案第79号	富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	12/19 即決	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	★	○	議長	○	○	○	○	○	○	可決
選挙第6号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙について	指名 推選	□												□								当選

編集後記

富士吉田市議会だより第172号をお届けいたします。

令和7年度も残すところわずかとなりました。この一年、議会では市民の皆様の暮らしを守り、より良いまちづくりを進めるため、様々な議論を重ねてまいりました。

各定例会において、市政全般にわたる質疑や討論を通じて、市の方針や施策を多角的に検証してまいりました。

議員視察では先進自治体の取組を学び、本市の課題解決に向けた知見を深めることもできました。

議会だよりを通じて、議会の活動を身近に感じていただければ幸いです。令和8年も市民の皆様の期待に応えられるよう、誠心誠意努めてまいります。

(渡辺 幸寿)

議会だより
編集委員会

委員長 宮下 宗昭
副委員長 渡辺 利彦
委 員 渡辺 幸寿／戸田 厚子／藤原 栄作／藤田 徹

議会の動き

常任委員会

行政視察研修

各常任委員会において、本市の抱える課題や懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく先進地への行政視察研修が実施されました。研修先の担当者による説明を受け、本市の状況を踏まえた質疑や意見交換が活発に行われ、有意な視察研修となりました。



総務経済委員会

●実施日 10月15日～16日

●研修先 埼玉県秩父市

●内容 AIカメラによる観光地の混雑状況の見える化と観光滞滞対策について



建設水道委員会

●実施日 10月16日～17日

●研修先 愛知県豊田市

●内容 水道DX（人工衛星+AI等を活用した水管管の健康診断）について



文教厚生委員会

●実施日 10月15日～16日

●研修先 栃木県宇都宮市

●内容 デジタル適応支援教室（U@りんくす）について



●富士吉田市外一ヶ村恩賜
県有財産保護組合会議員
(補欠選挙)



宮城県石巻市議会公明会の視察研修「自動運転EVバスの実証実験について」を受け入れました。

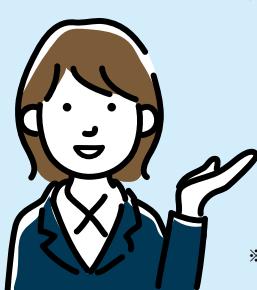
年4回 市内全域配布

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集！

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局
TEL.0555-22-0612 (直通)

富士吉田市議会のホームページはこちらのQRコードからご覧になれます。ぜひご活用ください。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。